

2021年11月度 広告相談レポート

1. 相談受付件数・相談者の内訳

11月度の全体の相談受付件数は計107件で、前月度と比較すると17件増（新車関係24件増、中古車関係4件減、その他3件減）、対前年同月比では4件増（新車関係2件減、中古車関係2件増、その他4件増）となっています。

相談者の内訳は、「広告代理店」からの問い合わせが全体の約45%を占めており、その内、メーカー系ディーラーが広告主となっている広告等に関する問い合わせが約52%（25件）を占めています。「メーカー系ディーラー」からの問い合わせ（22件）と合わせると、メーカー系ディーラーの広告等に関する問い合わせが全体の約44%（47件）を占めています。

【相談者の内訳・2021年11月】

	新車関係	中古車関係	その他	計
相談者	54	44	9	107
広告代理店	32	11	5	48
メーカー系ディーラー	12	8	2	22
自動車関係団体	1	10	0	11
中古車専門店	3	10	2	15
中古車情報誌社	0	3	0	3
メーカー	4	1	0	5
新聞社	0	0	0	0
テレビ・ラジオ局	0	0	0	0
その他	2	1	0	3

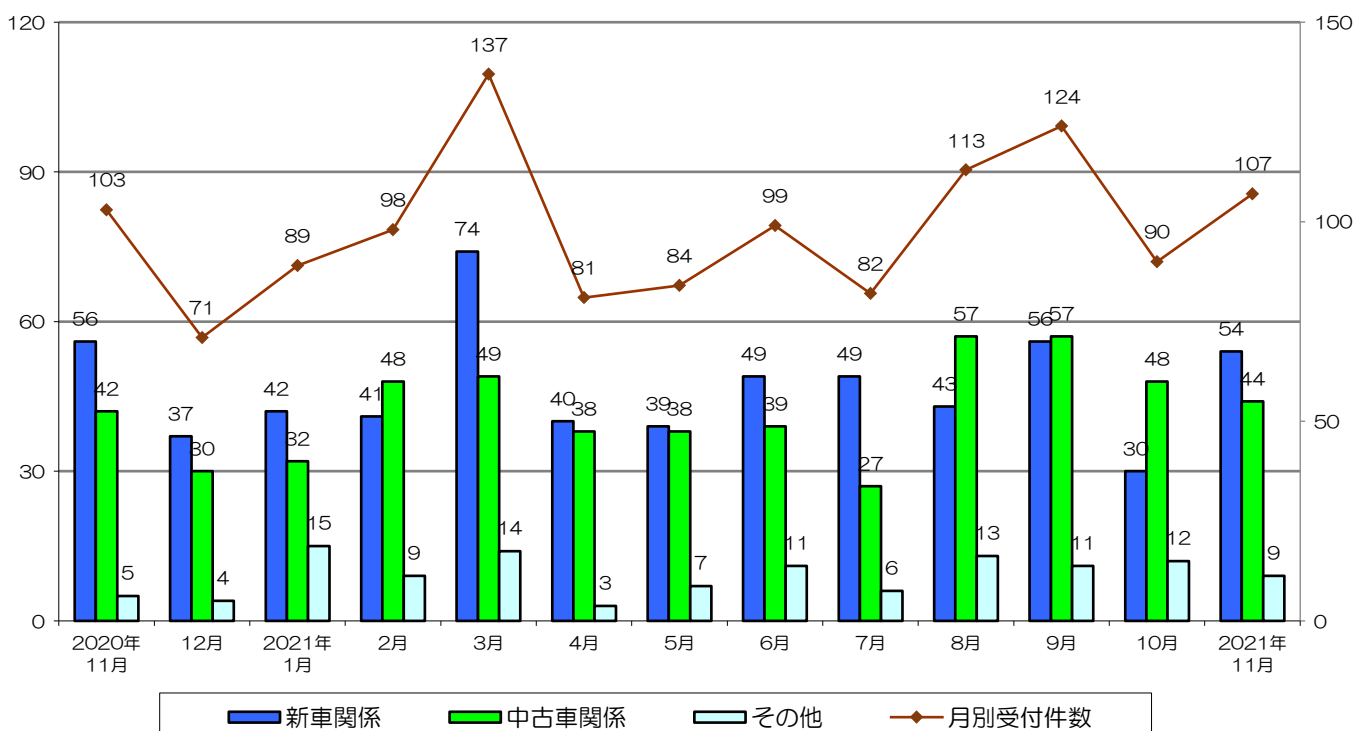


広告代理店からの問い合わせにおける広告主の内訳	
メーカー	11
メーカー系ディーラー	25
中古車専門店	4
その他	8

【相談受付件数の推移・2020年11月～2021年11月】

<車両区分別受付件数>

【月別受付件数】



2. 新車関係

新車関係の表示は、『価格表示』に関する問い合わせが42.4%、『特定事項』に関する問い合わせが18.2%となり、両項目で表示に関する問い合わせの約61%を占めています。

【相談受付状況】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
表示関係	33	61.1%	その他相談	1	1.9%
景品関係	20	37.0%	合計	54	100.0%

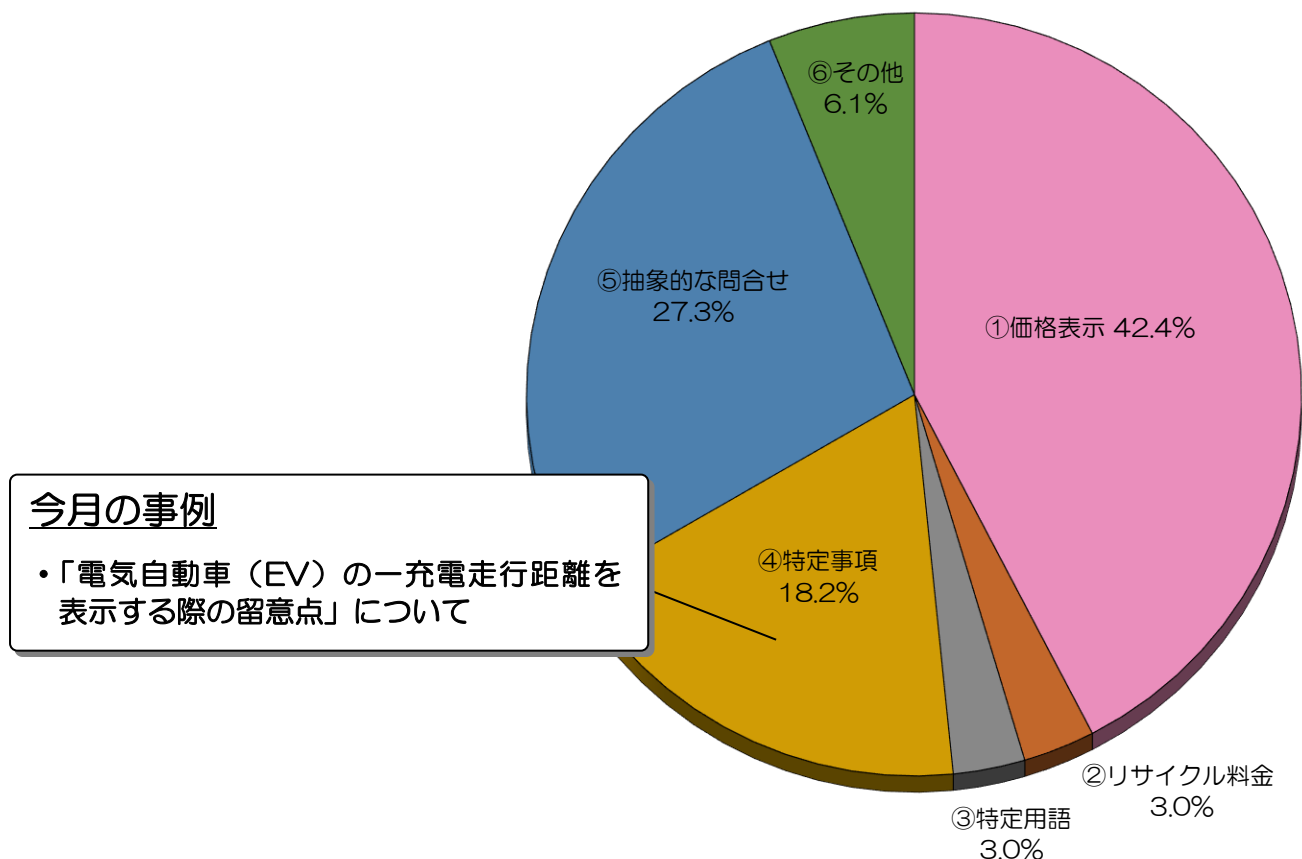
[表示関係の相談内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
①価格表示	14	42.4%	④特定事項	6	18.2%
表示方法	5	15.2%	燃費	1	3.0%
付属品・特別仕様	1	3.0%	写真・イラスト	2	6.1%
値引き表示	1	3.0%	特別仕様・限定	3	9.1%
支払い総額	1	3.0%	⑤抽象的な問合せ	9	27.3%
割賦・リース	5	15.2%	広告表現の可否	5	15.2%
その他(価格)	1	3.0%	企画の可否	3	9.1%
②リサイクル料金	1	3.0%	抽象的な問合せ	1	3.0%
③特定用語	1	3.0%	⑥その他	2	6.1%
最上級	1	3.0%	合計	33	100.0%

[景品関係の内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
総付景品(もれなく)	14	70.0%	期間延長	1	5.0%
一般懸賞(抽選等)	2	10.0%	その他(共同懸賞等)	1	5.0%
オープン懸賞	2	10.0%	合計	20	100.0%

【表示関係】 主な問い合わせの内訳



今月の事例

- ・「電気自動車（EV）の一充電走行距離を表示する際の留意点」について

広告表示に関するよくあるお問い合わせにつきましては、[こちら](#)をご覧ください。

〔「電気自動車（EV）の一充電走行距離を表示する際の留意点」について〕

Q. 電気自動車（EV）の一充電走行距離を表示する際の留意点について教えてください。また、当社のEVの一充電走行距離（国土交通省審査値）が360kmであることを根拠に、「東京から名古屋や仙台まで走行可能」と表示したいと考えていますが、問題ないでしょうか。

【問題となる広告表示の例】

スカーレット EV (2WD) は
一充電走行距離 **360km***

※一充電走行距離は定められた試験条件での値です。お客様の使用環境（気象、渋滞等）や運転方法（急発進、エアコン使用等）に応じて大きく異なります。

東京から
名古屋や仙台まで
走行可能！

A. 燃費に使用できるデータについては、規約第 5 条第 4 号において、「公式テスト値又は公的第三者によるテスト値に限るものとし、必ずその旨を付記するものとする。併せて、当該値は一定の試験条件下での数値であり、実際の走行条件等により異なる旨を明瞭に表示すること」、また、表示する燃費については、新車施行規則第 19 条において、「電気自動車の場合は、一充電走行距離及び交流電力消費率をいう」と定められています。

したがって、電気自動車の燃費（電費）を表示する場合は、規約・規則に基づき、「一充電走行距離（広告の場合「交流電力消費率」は省略可）」を表示するとともに、その近接した箇所に「WLTCモード（国土交通省審査値）」である旨等を明瞭に表示してください。

また、たとえ「一定の試験条件の下の数値で、実際の走行条件等により異なる」旨を表示したとしても、公式テスト値を根拠とした「東京から名古屋や仙台まで走行可能」との表示は、誰でも表示したおりに走行できるかのように誤認されるおそれ（※）があるため、実施することはできません。

※規約第 7 条第 2 号で禁止する「新車の品質、性能その他の内容について虚偽若しくは誇大又はたとえ真実であっても一般消費者に誤認されるおそれのある表示」

【正しい広告表示の例】

スカーレット EV (2WD) は
一充電走行距離 **360km*1**

WLTCモード（国土交通省審査値）*2

※1 一充電走行距離は定められた試験条件での値です。お客様の使用環境（気象、渋滞等）や運転方法（急発進、エアコン使用等）に応じて大きく異なります。

※2 WLTCモード：市街地、郊外、高速道路の各走行モードを平均的な使用時間配分で構成した国際的な走行モード。

■電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車の燃費表示方法等、詳細については、[AFTC INFORMATION（電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車のWLTCモードに基づく燃費の表示方法について）](#)をご確認ください。

3. 中古車関係

中古車関係の表示は、『価格表示』に関する問い合わせが21.2%、『必要表示事項』に関する問い合わせが27.3%となり、両項目で表示に関する問い合わせの約49%を占めています。

【相談受付状況】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
表示関係	33	75.0%	その他相談	3	6.8%
景品関係	8	18.2%	合計	44	100.0%

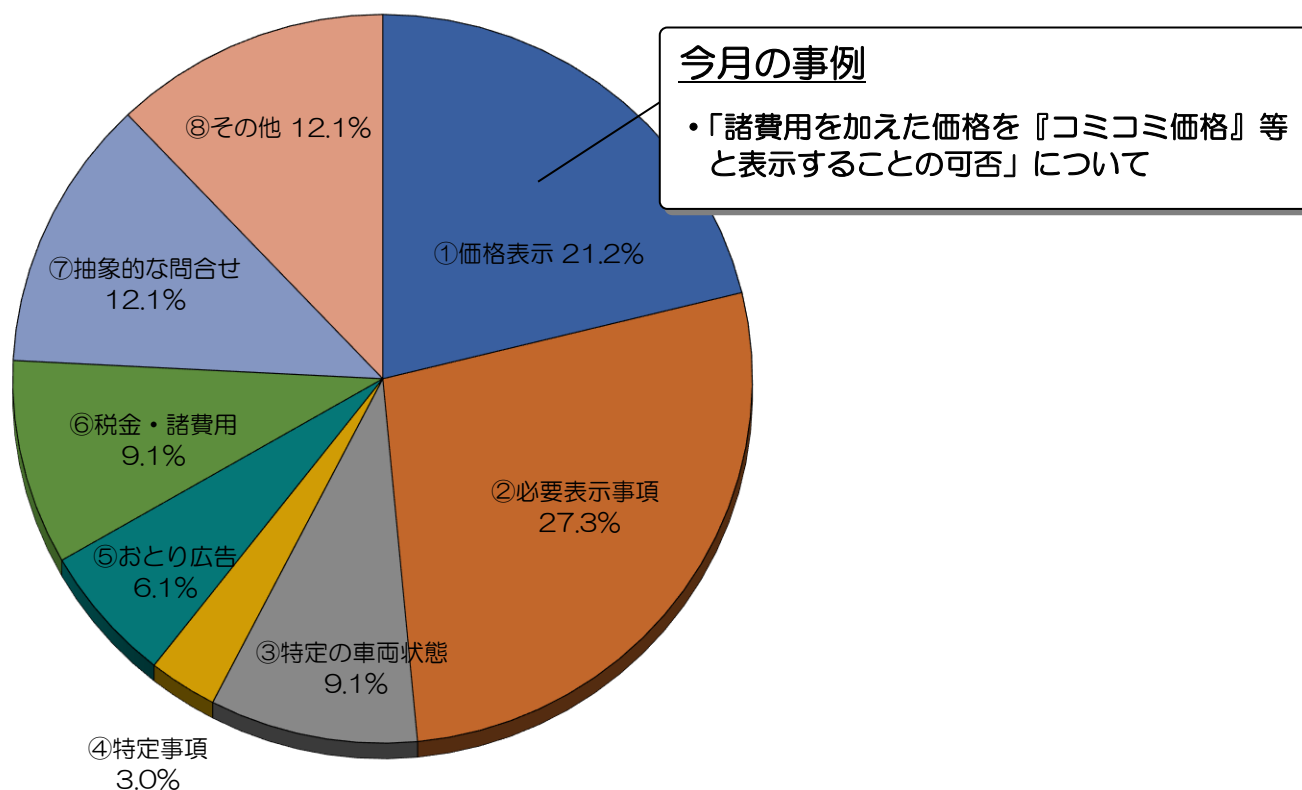
[表示関係の相談内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
①価格表示	7	21.2%	③特定の車両状態	3	9.1%
表示方法	1	3.0%	④特定事項	1	3.0%
値引き表示	3	9.1%	限定	1	3.0%
支払い総額	1	3.0%	⑤おとり広告	2	6.1%
割賦・リース	2	6.1%	⑥税金・諸費用	3	9.1%
②必要表示事項	9	27.3%	諸費用	2	6.1%
走行距離数	1	3.0%	その他(税金・諸費用)	1	3.0%
使用区分	1	3.0%	⑦抽象的な問合せ	4	12.1%
保証の有無	4	12.1%	広告表現の可否	2	6.1%
リサイクル料金	1	3.0%	企画の可否	1	3.0%
車台番号	1	3.0%	抽象的な問合せ	1	3.0%
通信販売	1	3.0%	⑧その他	4	12.1%
			合計	33	100.0%

[景品関係の内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
総付景品(もれなく)	2	25.0%	期間延長	1	12.5%
一般懸賞(抽選等)	2	25.0%	その他(共同懸賞等)	1	12.5%
オープン懸賞	2	25.0%	合計	8	100.0%

【表示関係】 主な問い合わせの内訳



広告表示に関するよくあるお問い合わせにつきましては、[こちら](#)をご覧ください。

〔「諸費用を加えた価格を『コミコミ価格』等と表示することの可否」について〕

Q. 車両価格に諸費用を加えた価格の名称として「コミコミ価格」等と表示することは問題ないでしょうか。

【問題となる広告表示の例】

A. 中古車に関する施行規則第6条第2項では、「店頭において車両を引き渡す場合の消費税を含めた現金価格に、保険料、税金、登録等に伴う費用等を加えた価格を表示する場合は、「支払総額」の名称で表示するものとする」と定められています。

したがって、中古車を購入する際、支払う必要がある全ての費用が含まれていることを明確にするため、車両価格に諸費用を加えた価格を表示する場合は、「支払総額」の名称で表示してください。

なお、「支払総額」の名称を付して表示した上で、併せて「コミコミ価格」や「乗り出し価格」、「ポッキリ価格」等の名称を併記することは可能です。

【正しい広告表示の例】

《 中古車の販売価格の表示を「支払総額」に統一することの検討について 》

■中古車の不当な価格表示及び不適切な販売方法等、中古車販売においてみられる問題を解決し、「消費者の信頼」と「事業者間の公正な競争」を確保するため、中古車の販売価格として「支払総額」を表示（併せて、内訳として「車両価格」及び「諸費用の額」を表示）することについて、規約・規則の改正に向けた検討を行っています。

また、以下の「諸費用の考え方」に基づく諸費用の適正化の検討も併せて行っています。

▶中古車の「支払総額」に含めることができる「諸費用」の考え方